

京都市人権文化推進計画

令和7年度事業計画

京 都 市

◆「京都市人権文化推進計画【改訂版】」における各重要課題等 一覧

I 重要課題別の取組

- 1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- 2 子どもを共に育む社会づくり
- 3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- 4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- 5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- 6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重
- 7 安心して働き続けられる職場づくり
- 8 感染症患者等の人権尊重
- 9 犯罪被害者等の人権尊重
- 10 刑を終えて更生を目指す人
- 11 ホームレスの人権尊重と自立支援
- 12 高度情報化社会における人権尊重
- 13 L G B T等の性的少数者の人権尊重
- 14 様々な課題
- 15 複数課題に関連する事業

II 教育・啓発、相談・救済の取組

- 1 教育・啓発
- 2 相談・救済

III 計画の推進に関する取組

- 1 推進体制と職員研修
- 2 関係機関、関係団体との連携
- 3 進行管理と評価

※ 本資料では、局の名称を略表記しています。正式名称は以下のとおりです。

総企＝総合企画局

文市＝文化市民局

保福＝保健福祉局

子若＝子ども若者はぐくみ局

教育＝教育委員会事務局

「京都市人権文化推進計画 令和7年度事業計画」について

◆ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなっており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本事業計画は、令和7年度の以下の事業について、それぞれの具体的な内容を掲載しています。

◆ 令和7年度事業計画における取組事業数 454事業（別紙：全事業一覧） （内訳）

新規事業数 8事業
改善・充実事業数 6事業
継続事業数 440事業

＜参考＞令和6年度事業計画における取組事業数 447事業

新規事業数 5事業
改善・充実事業数 8事業
継続事業数 434事業

1 新規事業一覧（8事業）

事業名	別紙 頁／No.
（1） <u>外国籍市民等の実態調査及び海外からの相談対応等受入環境の充実</u>	P1/16
（2） <u>民間団体との協働による若年被害女性等支援事業</u>	P3/45
（3） <u>ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組</u>	P4/86
（4） <u>超短時間雇用促進モデル事業</u>	P5/89
（5） <u>入院者訪問支援事業</u>	P6/125
（6） <u>ICTを活用した認知症高齢者等見守り支援事業</u>	P7/144
（7）人権ミニフェスティバル	P11/233
（8）山科区子どもの居場所づくり支援事業	P13/266

◆新規事業の概要（主な事業のみ）

（1）外国籍市民等の実態調査及び海外からの相談対応等受入環境の充実（多文化／総企）

＜事業目的＞

外国籍市民のニーズや課題等を把握するための実態調査を行うとともに、外国籍市民が

らの相談対応の充実や通訳派遣制度の導入等を行う。

＜事業計画＞

外国籍市民のニーズや課題、受け入れる地域（日本人）の意識等を把握するアンケート調査を実施し、今後の施策に活用するとともに、国内外の外国籍の方からの相談対応や行政手続き支援等のための通訳派遣制度を導入するなど、受入環境の充実を目的とした事業を実施する。

（２）民間団体との協働による若年被害女性等支援事業（男女／文市）

＜事業目的＞

様々な困難を抱えた女性、特に若年女性について、官民が協働して早期発見から自立に向けた支援を行い、潜在化している多様な支援ニーズに対応し、女性の自立を推進する。

＜事業計画＞

民間団体と連携し、①夜間の見回りによる相談支援を行うアウトリーチ支援、②一時的な居場所の提供による相談支援、③一定期間継続的な支援が必要な方への自立に向けた支援をセットで、３年間のモデル事業として実施する。

① アウトリーチ支援

夜間に繁華街や駅前などの巡回を行い、家に帰れずにいる女性等に対する声掛けや相談支援を実施し、様々な被害の未然防止、問題が深刻化する前のアプローチを行う。

② 居場所の提供

身体的・心理的に不安定な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合に、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施する。

③ 自立支援

継続的な支援が必要と判断される女性については、最長１年を目途に、スタッフの見守りのある中で暮らしながら、必要な福祉サービスの利用や就労・居所の確保など、自立に向けた準備を行うステップハウス機能を有する場所を用意する。

（３）ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組（子ども・高齢者・障害者・職場づくり／保福）

＜事業目的＞

「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の制定を契機として、社会全体におけるケアラー支援に関する機運の醸成を図るとともに、支援を必要とするケアラーの早期把握と適切な支援につながるよう、広く市民に対して周知啓発・情報発信に取り組む。

＜事業計画＞

- ・本市のケアラー支援の情報を「京都市情報館」において一元的に発信。
- ・条例第１１条に基づき、行政及び関係機関によるケアラーの支援策を体系的に整理したケアラー支援に係る総合計画を策定する。
- ・ケアラーの置かれている状況や、支援が必要な方の相談先等を記載したリーフレット

等を作成。合わせて、ケアラーの認知度の向上を図るためのキャッチコピー・シンボルマークを公募、作成する。

- ・ 条例制定を記念したシンポジウムの開催や、様々なイベントにおいて、ケアラーの当事者、当事者でない方に限らず、広く市民に対し啓発活動を行う。
- ・ 中小企業等の従業員の介護離職の防止に向け、介護保険制度や相談支援機関についての周知啓発を実施する。

(4) 超短時間雇用促進モデル事業（障害者／保福）

＜事業目的＞

障害特性や療養のため、長時間で就労が難しく、週 20 時間未満の超短時間雇用を希望する障害のある方の就労を支援する。

＜事業計画＞

東京大学先端科学技術研究センターが提唱する雇用モデル「超短時間雇用」を活用し、東京大学先端科学技術研究センターから提供されるノウハウ等をもとに、障害のある方の超短時間雇用（週 20 時間に満たない勤務形態）に関心を持つ市内企業に対して、障害のある方の短時間雇用業務の切り出しや就職後のフォローアップなどの企業支援を行うとともに、創出した雇用事例や他都市の優良事例等を企業及び障害当事者等を対象とした事例紹介セミナーを実施することにより、意欲のある企業等の掘り起こしを行う。

(5) 入院者訪問支援事業（障害者／保福）

＜事業目的＞

精神科病院に入院している医療保護入院者等で、第三者との面会交流が少なく支援が必要な者に対し、訪問支援員が訪問し、対象者の話を傾聴し、情報提供を行うことで、対象者自らが力を発揮できるよう寄り添った支援を行う。

＜事業計画＞

本事業は精神科病院の理解協力が必須であるため、事業の円滑な運営を目指し、事前に丁寧な事業説明を行う。また令和 8 年度からの訪問開始に向け、養成研修を実施し、訪問可能な支援員の養成を行う。本事業に係る会議体を設置し、医療機関、支援事業者、行政等の関係機関で事業の在り方を検討しながら事業を進めていく。

【活動予定】

- 令和 7 年度上半期 精神科病院に対する事業説明
- 令和 7 年度下半期 入院者訪問支援員養成研修の実施
本事業に係る会議体の設置
- 令和 8 年度以降 精神科病院への訪問開始

(6) ICT を活用した認知症高齢者等見守り支援事業（高齢者／保福）

＜事業目的＞

民間事業者が開発した ICT ツールを導入し、行政や関係機関に加えて、地域住民が見

守りに協力できる仕組みを構築し、地域における見守り体制の強化を図る。

<事業計画>

1 民間事業者が開発した検索アプリの導入

行方不明者の検索機能（※１）を備えたスマートフォン用アプリを導入。広くアプリのダウンロードを呼びかけ、見守りへの協力者を増やす。

※１ 行方不明事案が発生した場合に、家族等がアプリ内で検索依頼情報を配信すると、アプリをダウンロードしている人に情報が届く。発見した際は検索依頼情報に記載された連絡先に電話することで、家族等と直接連絡を取れる。

2 緊急連絡用ステッカーの交付

認知症により外出時に行方不明となるおそれのある方の家族等を対象に、衣類や持ち物等に貼付可能な緊急連絡用ステッカー（※２）を無償で交付する。

※２ ＩＤ及びフリーダイヤルのみが記載されており、個人情報はない。発見者がフリーダイヤルに電話し、ＩＤを入力することで、互いに個人情報を保護した状態で家族等と直接連絡を取ることができる。

2 改善・充実事業一覧（６事業）

事業名	別紙 頁/No.
(1) <u>DV等様々な困難を抱える女性支援の強化（DV相談支援センター・みんとの体制強化）</u>	P3/46
(2) <u>孤独・孤立対策強化事業</u>	P8/158
(3) <u>ヤングケアラーへの支援</u>	P10/199
(4) 「みんなの消防・防災探検」（デジタル版）を活用した防火防災思想の普及啓発	P16/342
(5) 関連企業に対する啓発活動の実施	P19/395
(6) 障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施	P21/453

◆改善・充実事業の概要（主な事業のみ）

(1) DV等様々な困難を抱える女性支援の強化（DV相談支援センター・みんとの体制強化）（男女／文市）

<事業目的>

DV相談支援センターや女性のための相談支援センター「みんと」の相談件数の増加に対応するため、体制を強化する。

<事業計画>

「DV相談支援センター」と「みんと」を運営する社会福祉法人において、非常勤職員を常勤に変更するほか、常勤の臨床心理士を配置するなど人員体制を一体的に強化し、引き続き、相談支援ニーズに適切に対応し、一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援を実施していく。

(2) 孤独・孤立対策強化事業（複数課題／保福）

<事業目的>

令和6年4月1日付けの孤独・孤立対策推進法の施行により地方公共団体の責務とされた孤独・孤立対策に関する理解の増進、人材の養成、官民連携等の取組を、引き続き推進する。

<事業計画>

令和6年度までの取組に加え、主に以下の取組を実施予定。

○孤独・孤立対策に係る学習会等の開催（つながりサポーターの養成）

○当事者等支援を行う連携協定締結団体等への研修会・勉強会の開催

○孤独・孤立対策強化月間（5月）の取組として啓発イベントの実施

(3) ヤングケアラーへの支援（子ども／子若）

<事業目的>

ヤングケアラーの社会的認知度を高め、周りの大人が早期に気づき、支援につなげる環境づくりを進めるとともに、複合的課題を解消する観点から、多分野・多機関協働による連携支援を推進する。

<事業計画>

個別支援が必要なヤングケアラーの把握のためのアンケート調査を実施する。

令和3年度に実施した実態調査の結果、子ども自ら声を上げにくいことで周りの大人が気づかず、必要な施策につながっていない状況が判明した。これらを踏まえ、子ども本人に対して、個別支援が必要なヤングケアラーの把握のためのアンケート調査を実施し、子どもの気持ちに一層寄り添ったきめ細やかな支援に取り組んでいく。